

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表
○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン</p> <p>動生剤基準の鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチンの3.5.6に規定するところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン</p> <p>動生剤基準の鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチンの<u>3.5.2、3.5.5及び3.5.6</u>に規定するところにより、<u>これらに規定する試験</u>を行うものとする。</p>